

一般社団法人日本ポイントオブケア超音波学会会員規定

会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則

(目的)

第1条 会員の種別、入退会、会費等の取扱いは、定款「第2章 社員及び会員」に定めるもののほか、この規則による。

(入会および年会費)

第2条 本学会の一般会員、正会員、賛助会員になろうとする者は、当該年度の年会費を本学会所定の方法で支払った後、本学会所定の様式による入会申込を行う。

2 年会費は次の通りとする。

一般会員（医師、一般）： 5,000円

一般会員（コメディカル）： 3,000円

正会員（医師、一般）： 5,000円

正会員（コメディカル）： 3,000円

学生： 無料

賛助会員： 1口30,000円

3 理事会が入会を承認しなかったときは、当法人に支払われた当該年度の会費は返還する。

4 納入後の年会費は返還しないものとする。

(年会費の納入)

第3条 毎年度分(4月1日から翌年3月末日まで)を当該年度の5月末日までに納入しなければならない。但し、本学会からの支払期限(延長)について通知がある場合は通知の期限までに納入するものとする。

2 会費の滞納が1年以上に及ぶときは会員専用サイトのアクセス権を一部制限するものとする。年会費が納入された場合はこの制限を解除する。

(休会)

第4条 会員は、病気、出産、育児等の事由により休会を希望する場合は休会届及び休会の理由を示す書類を提出し、本学会が認めた場合は休会することができる。

2 休会は、1回の届出について3年間を限度とする。

3 休会中の専用サイトへのアクセス権は止めるものとする。

(復会)

第5条 復会は、復会届を提出した後に、事業年度の年会費を納入し会員資格を再開する。ただし、当該事業年度の年会費を納入していた場合には、復会における年会費の納入は不要とする。

(退会)

第6条 会員は、本学会が定める退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 会費を滞納中の会員が退会しようとする場合、滞納中の会費を納入するものとする。

3 退会を希望するものは1か月以上前に本学会に対して予告するものとする。

(正会員への変更)

第7条 一般会員から正会員への変更は理事会での推薦を経て、社員総会で承認を得た個人とする。

2 社員総会で承認が得られた場合、会員種別の変更は社員総会での承認日翌日とする。

(会員種別の変更)

第8条 会員の種別の変更を希望する者は種別変更届けを提出し、所定の手続きを行なう。ただし、会員種別の変更は新年度開始日とし、変更後の会費を適応する。

(再入会)

第9条 会費滞納による会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、資格喪失までの未納期間に係る年会費の納入及び本学会が定める退会届を提出し、退会手続きを完了した後に第1条に定める手続により、新たに会員番号を付与し再入会を認める。

2 既に退会手続きを完了している者については第1条に定める手続により、新たに会員番号を付与し再入会を認める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は理事の発議により理事会の決議を得なければならない。

2 第1条 第2項(年会費)の変更は、理事会及び総会の決議を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は担当理事(総務理事)が理事会に諮る。

附則

1 この規則は、一般社団法人の設立の登記の日から適用する。